**会計区分について**

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府の会計 | **○一般会計**  地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべてを経理する中心的な会計。  （例）教育費、都市整備費、警察費、福祉費、商工労働費　等  **○特別会計（令和５年度：18会計）**  特定の事業を行う場合又は特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置。  (1) 日本万国博覧会記念公園事業　(2) 就農支援資金等　　　　　　(3)　大阪府営住宅事業  (4) 港湾整備事業　　　　　　　　(5) 関西国際空港関連事業　　　(6)　箕面北部丘陵整備事業  (7) 不動産調達　　　　　　　　　(8) 市町村施設整備資金　　　　(9)　公債管理  (10) 地方消費税清算　　　　　　　(11) 母子父子寡婦福祉資金　　　(12) 国民健康保険　　　　　　　　(13) 中小企業振興資金　　　　　　(14) 沿岸漁業改善資金　　　　　(15) 林業改善資金  **・企業会計**  特別会計のうち、独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けて設置する会計で、一般会計などとは異なり企業会計の方式によって経営。  (16) 大阪府中央卸売市場事業　　　(17) 大阪府流域下水道事業　　　(18) 大阪府まちづくり促進事業 |
| 各都道府県を  比較するための  会計区分 | **○普通会計**  個々の地方公共団体が設けている各会計の範囲が異なっていることなどにより、地方公共団体間の財政比較や統一的な掌握が困難であるため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計（大阪府の場合、企業会計、港湾整備事業、箕面北部丘陵整備事業及び国民健康保険）に含まれない特別会計を合算（会計間の重複を除く）したもの。 |

※本冊子中に掲載している表、グラフ、図中の数値について、単位未満は四捨五入を原則としたため、内訳の計と合計とが一致しない場合や、指数、増減率等が計算と合わない場合がある。

※本冊子中に掲載している予算や決算額の推移などの表中、強調した表示をしている金額等は当該項目におけるピークを示している。